

建物総合共済に 収容農産物補償特約を

収穫後に保管中の農産物を補償します

NOSAIは平成28年度から、農家が納屋などに保管中の農産物を対象に、火災や水害による損害を補償する新たな仕組みを導入しました。納屋などの建物総合共済への加入に併せてこの特約を付帯することで、補償の対象にすることができます。



- 出荷前の一時保管
- 販売目的等の通年保管
- 乾燥、調整等の作業中のもの



対象農産物

米穀・麦・大豆のうち加入者が選択した品目

共済事故

火災及び風水害、雪害その他の自然災害
(建物総合共済の共済事故と同じ)

補償タイプ(1建物・1品目ごとに申込)

項目	責任期間	加入口数(共済金支払限度額)	共済掛金(1口当たり)
Aタイプ(一時保管向け)	加入者が申し出た120日以下の期間を補償	100万円を1口として 5口(500万円)まで	1,000円
Bタイプ(通年保管向け)	年間を通じて補償		3,000円

共済金

収容農産物に1万円を超える損害が発生した場合、加入口数を上限に実損害額を収容農産物損害共済金としてお支払いします。地震等事故については実損害額の30%が限度となります。(1建物・1品目につき、1口あたり30万円限度)

◆損害額の算出方法(平成28年産主食用米の場合)

$$\text{損害の額} = \text{損害の生じた数量} \times \text{農林水産大臣が告示する水稻の単位あたり共済金額}$$

※平成28年産主食用米の告示額 178円/kg・用途が主食用以外の場合は、用途ごとの単価を使用します。

[例] 農作業場(1口・100万円加入)に泥水が流れ込み、保管中の玄米に被害が発生

被害を受けた玄米が6,000kg(100俵)の場合

- 損害額の算出 6,000kg×178円=1,068,000円
- 収容農産物損害共済金 1,000,000円

被害を受けた玄米が3,000kg(50俵)の場合

- 損害額の算出 3,000kg×178円=534,000円
- 収容農産物損害共済金 534,000円

